

お知らせ 掲示板

★上士幌町役場 ☎01564-2-2111(代表)
※お問い合わせ先に記載の電話番号は、
役場各課の直通番号です。

募集

公営住宅入居者

【町営住宅(ふれあい団地・14区)】

入居資格

住宅に困窮していて、所得(月額)が15万8000円を超えず、町が定める基準に該当する者

募集住宅①

- B棟2階・26号【平成12年度建設】
- 3LDK(2人以上の世帯向け)
- 家賃(収入区分による)
月額2万6200円～3万9000円
- 募集住宅②
F棟1階・77号【平成8年度建設】
- 2LDK'S(2人以上の世帯または

申し込みください。

※お申し込みやお問い合わせは、保健福祉課福祉担当(☎2・4296)まで

スポーツ

フロアカーリング会員募集

- 練習日 毎週火・水・木・金曜日9時
- 場所 スポーツセンター
- 会費 年額1000円
- ※お申し込みやお問い合わせは、フロアカーリング協会事務局・堂畑(☎2・4062)まで

第1回フロアカーリング協会大会

- 日時 5月21日(土) 9時～
- 申込期限 5月13日(金)
- 場所 スポーツセンター
- 対象 小学生以上男女(妻協会加入)
- ※お申し込みやお問い合わせは、フロアカーリング協会事務局・堂畑(☎2・4062)または会長(☎2・2574)まで

第34回上士幌町パークゴルフ協会杯大会

- 日時 5月22日(日) 8時30分開始
- 場所 たか台公園パークゴルフ場
- 競技 36ホールストロークプレー、

60歳以上の単身高齢者向け)

◆家賃(収入区分による)

月額2万1400円～3万1900円

募集住宅③

H棟1階・102号【平成10年度建設】

2LDK'S(2人以上の世帯または60歳以上の単身高齢者向け)

◆家賃(収入区分による)

月額2万1500円～3万2100円

募集期間

いずれの住宅も5月2日(月)～16日(月)

◆注意事項(各住宅共通)

◆募集戸数を超過して申し込みがあった場合は、住宅の困窮度をもとに選考となります。

◆入居決定後、入居の前に家賃月額3か月分の敷金を納入していただきます。

◆利用できる駐車場は各戸1台分のみです。

◆ペットを飼うことはできません。

◆入居者決定後の手続き等がありますので、実際の入居可能時期は5月下旬以降になります。

【その他の住宅】

次の住宅は、申込期間を設けておらず、随時お申し込みを受け付けています。入居要件や住宅の状況など、詳しくはお問い合わせください。

◆新西団地(2人以上の世帯向け)

◆23号 家賃月額1万1700円～1万7400円

◆38号 家賃月額1万2700円～1万8900円

◆41号 家賃月額1万2900円～1万9300円

組み合わせは男女混合

◆対象 一般男女(ただし、協会員)

◆表彰 男女別、各A・Bブロック制とし、優勝・準優勝、3～5位、他ラッキー賞など参加者全員に賞品を用意しています。

◆申込期限 5月16日(月)

◆申込方法 たか台公園パークゴルフ場の申込受箱へお入れください

◆主催 上士幌町パークゴルフ協会

※お問い合わせは、佐藤(☎2・3086)まで

お知らせ

第6期上士幌町総合計画書が完成しました!

令和2年度より策定作業を進めてきました「第6期上士幌町総合計画書」が、このほど完成いたしました。総合計画の策定にあたりましては、アンケート調査や懇談会など、町民の皆さまより貴重なご意見・ご提言をいただきまして、誠にありがとうございます。令和4年度からスタートする総合計画では「未来につながる笑顔がやぐやく元気まち上士幌」をまちの将来像とし、6つの基本目標を掲げ、5000人のまちづくりをめざすものいたしました。一人ひとりが誇りを持ち、小さくても元気のあるまちづくりを、町民の皆さまとともに進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。町民の皆さまには、「第6期上士幌町

◆北団地(世帯人数・年齢制限なし)

現在、入居可能な空室はありません。

◆単身者住宅「ノースシティ」(50歳未満の単身者向け)

現在、入居可能な空室はありません。

※お申し込みやお問い合わせは、建設課公営住宅担当(☎2・4297)まで

要約筆記奉仕員養成講座



聞こえの不自由な方に会話や講演会などの内容を文字に変えて伝える要約筆記の方法などの講座を開催します。

◆日時 5月24日～7月12日の毎週火曜日※全8回 10時～15時

◆場所 帯広市グリーンプラザ

◆申込期間 5月13日(金)

※お申し込みやお問い合わせは、帯広市役所障害福祉課(☎0155・65・4148)まで

訪問看護師募集



◆応募資格 実務経験が3年以上あり、普通自動車免許を所持している方

◆勤務地 本別町

◆勤務時間 正職員:8時45分～17時

パート:9時～17時

※勤務時間・曜日などは相談に応じます。

◆給与 常勤:月20万7000円～27万1200円、非常勤:時給1450円

准看護師は1350円

総合計画ダイジェスト版」を広報かみしほろ5月号とともに配布させていただきます。

「第6期上士幌町総合計画書」につきましては、役場企画財政課、役場1階図書館、町ホームページ(<https://www.tanishihoro.jp/>)をご覧ください。

※お問い合わせは、企画財政課企画担当(☎2・4290)まで

自動車税のお知らせ



◆自動車税の納期限は5月31日(火)です。期限内に納めましょう。

納税通知書の発送は、5月6日(金)です。

◆自動車税は、4月1日現在の登録に基づいて課税されます。

次のようなときは、手続きが必要です。

①住所が変わったとき

↓札幌道税事務所自動車税部および運輸支局で変更手続きを

②自動車を買取したとき

↓運輸支局で移転登録を

③自動車を廃車したとき

↓運輸支局で抹消登録を

各種登録手続きについては、北海道運輸局ホームページ(<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/>)へ

◆自動車税の納税についてのご相談は、十勝総合振興局まで

※お問い合わせは、十勝総合振興局地域政策部納税課(☎0155・27・8533)まで

道東一斉



すずらん無料法律相談

釧路弁護士会による無料法律相談会です。町主催の町民法律相談とは別の相談会となります。

◆日時 5月18日(水) 13時～16時

◆場所 山村開発センター1第3研修室

◆相談員 弁護士 岩田明子氏

◆予約制の先着順で、相談時間は1人30分以内です。

※お申し込みやお問い合わせは、企画財政課広聴担当(☎2・4290)まで

巡回児童相談のお知らせ



帯広児童相談所による令和4年度の巡回児童相談が次のとおり開催されます。

◆実施日 第1回 6月13日(月)

第2回 10月17日(月)

◆会場 ふれあいプラザ

◆相談内容 原則、療育手帳の判定を目的とした相談をお受けします。

◆対象者 お子さんと保護者

◆申込 実施日の2か月前までにお申

本年は計量器定期検査の年です



計量法の規定により、商店、学校および病院などで使用しているのはかりのうち、「取引」「証明」に使用するものは2年に1回北海道知事が行う「定期検査」を受け、合格したものでなければ使用できません。

令和4年度は上士幌町の検査の年です。北海道が実施する検査に先立ち、「はかりの種類」「用途」について事前調査を行い、検査対象となるはかりを使用して

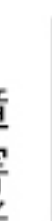
いる事業者にははがきで通知します。

※定期検査についての詳細は北海道のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/>

kik/B3teikken.sa.html

身体障害者相談員・知的障害者相談員の紹介



障害者相談員は、障がいのある方やその家族からのさまざまな相談(障がい者の虐待や差別、地域生活での不便さなど)をお受けして、問題解決のための助言などを行っております。個人のプライバシーは固く守られますので、どうぞお気軽にご相談ください。

◆身体障害者相談員

砂金正幸(16区) ☎7・7436

◆知的障害者相談員

柏川秀明(8区) ☎2・2267

◆任期



令和4年度 上士幌消防団消防演習を実施します！

◆日時 5月29日(日) 10時から
◆実施場所 消防団訓練場
◆実施内容 人員報告、巡閲、一斉放水、表彰
【招集サイレン吹鳴】9時15分(サイレンが鳴ります)

令和4年4月1日～令和6年3月31日
※お問い合わせは、保健福祉課障がい福祉担当(☎2・4296)まで

障がいのある方の相談窓口

町では障がいのある方やその家族などからの相談に応じる相談支援事業所を開設しています。日常生活のこと、福祉サービスの利用に関すること、人間関係や仕事のことなど、どのようなことでも、まずはご相談ください。
◆事業所名 上士幌町障がい者相談支援事業所
◆窓口 役場保健福祉課内(障がい福祉担当) ☎2・4296 / FAX 2・4637
◆開設日 月～金曜日(土日祝日除く) 8時30分～17時15分

山火事注意！無断火入れはやめましょう！

林野火災の発生は4月から6月に集中しています。煙草の投げ捨てや焚き火は絶対にしないでください。
◆無煙期間 5月1日(日)～31日(火)まで
◆無煙期間と定め、火入れを禁止しています。
◆火入れの許可 火入れには許可が必要です。無煙期間を除き、火入れの許可ができるのは次の場合です。

①造林のための地ごしらえ
②開墾準備
③害虫駆除
④焼畑
⑤採草地改良
※雑草などに火入れすることは認められません。
◆火入れする場合は、5日前までに申請が必要です(要印鑑)。
◆許可できる期間は10日間です。
◆申請後ただちに許可することはできませんのでご注意ください。
※お問い合わせは、農林課林産担当(☎2・4293)まで



森林の所有者届出制度について

森林の土地所有者となった方は、市町村長への事後届出が必要です。
◆対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届け出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。
◆期間 土地の所有者となった日から90日以内に届け出をしてください。
◆届出事項 届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途等を記載します。添付書類として、登記事項証明

書(写し可)または土地売買契約書など権利を取得したことがわかる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。
※お問い合わせは、農林課林産担当(☎2・4293)まで

伐採及び伐採後の造林の届出制度について

自分の森林でも、立木を伐採するときには「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。
◆対象者 森林所有者が自分で伐採し、自分で造林を行う場合は、森林所有者が届け出ます。
また、伐採業者などが森林所有者から立木を買って伐採するときには、伐採業者等と森林所有者との両者連名で届け出ることとなります。
◆期間 伐採を始める90日前から30日前までに提出してください。造林後または林地外転用が終了した日から30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出する必要があります。
◇届け出をしなかった場合や届け出た内容を順守しない場合は、森林法に基づき罰せられ、最大100万円以下の罰金に処せられる場合があります。
※お問い合わせは、農林課林産担当(☎2・4293)まで



ヒグマに注意！

山菜採りで山に入ったたり、釣りで川に近づく機会が増える季節となりました。ヒグマと出会うってしまつことに伴う事故の未然防止のため、次のことに心がけてください。
◆事前にヒグマの出没情報を確認する
◆一人では野山等には入らない
◆野山等では音を出しながら歩く
◆子グマには特に注意し、絶対に近づかない
◆フンや足跡を見たら引き返す
◆食べ物やゴミは必ず持ち帰る
◆なおヒグマの目撃情報については町ホームページ(<https://www.kamishihoro.jp/>)で確認できます。
※ヒグマの目撃情報は、すぐに警察(上士幌駐在所 ☎2・2151 / 糠平駐在所 ☎4・2220)または農林課林産担当(☎2・4293)まで

木造住宅耐震診断費用を一部助成します

昭和56年に建築基準法が改正され、建物の構造が強化されています。それ以前の建物であれば十分な強度があるか確認をし、補強工事などの検討も対策として重要となります。
◆耐震診断費の助成対象となる住宅 ①上士幌町内の住宅(過半が住宅であるもの)

②上士幌町に住む方の所有
③昭和56年以前に着工された木造平屋もしくは木造2階建(ログハウスなどを除く)
◆助成額 耐震診断費用の2/3(上限額3万円)
◆申込方法 耐震診断の実施前に、町に申請が必要ですので、事前にご相談ください。
※耐震などのご相談やお問い合わせは、建設課建築担当(☎2・4297)まで
※十勝総合振興局でも耐震無料診断を実施しています。詳しくは、十勝総合振興局建設指導課(☎0155・27・8601)まで

老朽施設の解体撤去に補助金を交付します

令和4年度も老朽施設解体撤去促進事業を実施します。この事業は、町民の安心安全と住環境の維持向上を目指し、自然の豊かさや美しさが実感できるまちづくりを進めるため、老朽施設を解体撤去する方に対して補助金を交付するものです。
◆補助対象者 ①町内に老朽施設を所有する個人、法人、団体など
②老朽施設を所有する者から解体撤去の委任を受けた者

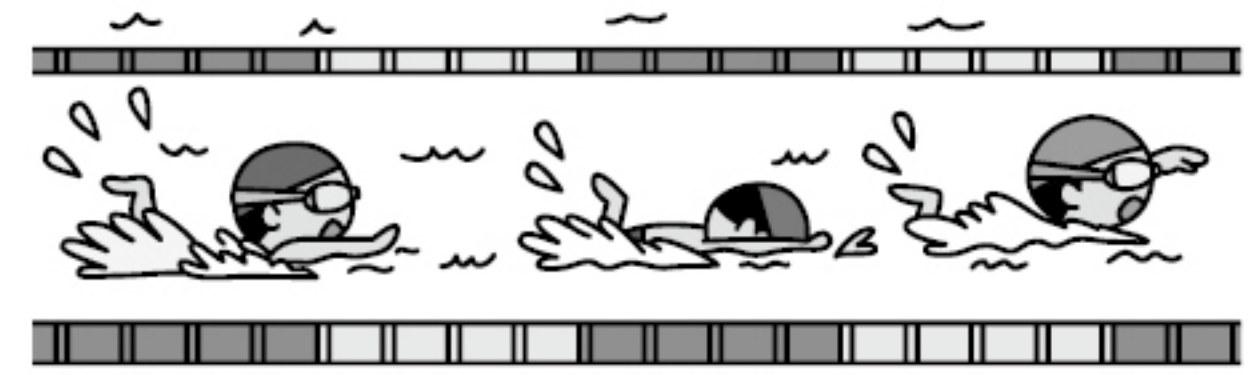


野外体育施設 4月オープン<予定>

施設名	利用期間	利用時間	その他
町民球場	4月下旬～10月	5:00～19:30	野球、ソフトボールの練習および試合(9名以上の利用が必要)
町民テニスコート	4月下旬～10月	5:00～21:30	テニスの練習および試合(4名以上の利用が必要)
町民運動広場	4月下旬～10月	5:00～19:30	野球、ソフトボールの練習および試合
町民サッカーグラウンド	4月下旬～10月	5:00～21:30	サッカーの練習および試合(10名以上の利用が必要)

◆施設の利用にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、感染防止対策を徹底してください。
◆施設の利用により、オープンする時期が前後する場合がありますので、ご了承ください。
※各施設のお申し込みやお問い合わせは、教育委員会生涯学習課社会体育担当(☎2-3024)まで

上士幌小学校 水泳プール オープン！



上士幌小学校にある水泳プールは、水温29度、室温30度前後ある温水プールです。水泳は、体への負担を自身で調整できる有酸素運動です。ダイエット効果もある水中ウォーキングのコースも用意しています。

◆開放期間 5月19日(木)～9月9日(金)<予定>
◆開放時間 13:00～16:30 / 18:00～21:00
※新型コロナウイルス感染症対策のため、施設をご利用の際は飛沫感染対策や手指の消毒などの徹底をお願いします。
※更衣室の利用は4名までとなっていますので、水着を着用してから来館し、更衣室の利用は短時間で済ませてください。

記録に挑戦！

あなたはどこまで泳いで(歩いて)行ける？

あなたは、シーズン中にどのくらい泳いでいますか？どこまで泳いでいけるか、挑戦してみませんか！また、水中ウォーキングで歩いた距離も記録の対象となります！

◆内容 「記録挑戦」に参加希望の方は、上士幌小学校水泳プールでその日に泳いだ(歩いた)距離を、帰る際に「入場者名簿」に記入して下さい。「氏名」欄は、必ずフルネームで記入してください。
◆実施期間 5月19日(木)～9月9日(金)<予定>
※期間中の合計距離が記録になります。
※10km以上(プール往復200回)に到達した方が対象となります。
◆その他 泳いだ(歩いた)合計距離の上位者は、広報誌に掲載します。

※お問い合わせは、教育委員会生涯学習課社会体育担当(☎2-3024)まで



締切間近！まん延防止等重点措置協力金(飲食店等)申請について

北海道よりお知らせです。まん延防止等重点措置協力金(飲食店等)①1/20～2/20、②2/21～3/6、③3/7～3/21のそれぞれの機関の全ての申請締め切りが4月30日(土)までとなっております。※お問い合わせは、北海道感染防止協力支援金コールセンター(☎011-350-7377)まで

- ◆補助対象事業
 - 町内に住所を有する建設業、解体工事業者が解体をするもの
 - 年度内に解体撤去が完了できること
 - 事業完了後、常に清潔に管理すること
 - 事業対象経費の総額が30万円以上の解体撤去工事であること
 - 国や道、町などから補助金の交付を受けていないこと
 - 家屋の建て替えの解体撤去でないこと
 - 申請時に12か月以上使用していない老朽施設であること
 - 建築後おおむね30年以上経過していること
 - 過去にこの制度による補助金の交付を受けていないこと
- ◆補助対象経費
 - 解体撤去費および廃棄物処理費
 - ◆補助額
 - 老朽施設の解体撤去に要した費用の1/2以内とし、50万円を限度とする
 - ◆交付手続き
 - 補助金の交付を受けようとする方は、事業着工前に補助金交付申請書に関係書類を添えて、提出してください。
 - ※お申し込みやお問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで

特設人権相談所の開設

人権相談は、離婚相談などの家庭内の問題や借地借家の問題、隣近所のもめごとなど、とても幅広い内容となっ

【妊婦さんにお知らせ】

産前産後期間の国民年金保険料免除制度

国民年金第1号被保険者が出産する際、産前産後の国民年金保険料が免除される制度があります。

産前産後の免除期間中、保険料は納付したものととして扱われ、将来の老齢基礎年金受給額は減額されません。

【対象となる方】

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

※国民年金第1号被保険者とは、日本国内在住の20歳以上60歳未満の自営業者(農業を含む)・学生および無職の方とその配偶者(厚生年金や共済組合に加入しておらず、第3号被保険者でない方)のこと

【免除期間】

出産予定日または出産が属する月の前月から4か月間(多胎妊婦の場合は、出産予定日または出産が属する月の3か月前から6か月間)

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産で、死産・流産・早産された方を含む

【申請方法】

出産予定日の6か月前から、出産後の申請も可能です。役場窓口でお手続きできます。

※出産前の申請時には母子手帳(出産予定日が確認できる書類)をご持参ください。

※出産後の申請時には、状況に応じて必要な書類が異なります。下にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

帯広年金事務所国民年金課 0155-25-8113
町民課年金担当 2-4294

リーフレットはこちら▶



よちよちひよこサークル

- ◆日時 毎週火曜日 10時～11時30分
- ◆場所 ふれあいプラザ 研修室
- ◆対象 0歳～就学前の幼児と保護者
- ◆会費 無料

活動内容

- ♡ふれあいプラザ内のおもちゃを使って遊びます。
- ♡第3火曜日は、支援センターの先生も参加し、一緒に遊びます。
- ♡保護者のボランティア保険加入のため、サークルに入会される方は名簿に名前や連絡先などを登録していただきます。
- ♡etc.

【ひよこサークルって?】
昭和59年から続き、今年で38周年の子育てサークルです!のびのび楽しく遊びましょう!ぜひお気軽にお越しください!

♪初めて参加の方は、下記までご連絡ください♪
連絡・問い合わせは、会長・長谷(☎090-9517-6247)まで



電源開発株式会社 からのお知らせ

電源開発(株)では、糠平湖上流にある幌加調整池において通砂パイパストンネル工事を計画しています。この度、本工事に関する第2回説明

会を次のとおり実施いたします。本説明会では、具体的な工事計画について説明いたします。

- ◆日時 6月2日(木) 13時30分～15時30分
- ◆場所 生涯学習センター学習相談室
- ◆相談員 宗像静香さん 高嶋幸雄さん

※お問い合わせは、町民課総合窓口・戸籍年金担当(☎2-4294)まで

事前のお申込みは不要です。当日会場にて参加者のお名前とご住所を名簿にお書き頂きますのでご了承ください。定員に達しましたら、ご入場をお断りすることがございます。あらかじめご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症対策を講じておりますのでご協力をお願いします。

※お問い合わせは、電源開発(株)上士幌電力所(☎2-4101)まで

◆住宅用火災警報器の設置と維持管理を!

上士幌消防署では今年3月、住宅用火災警報器の設置率調査(電話調査)を行いました。ご対応いただいた皆さまに感謝申し上げます。

調査の結果、町内の住宅用火災警報器の設置率は73%でした。また、今回の調査では設置から10年が経過したご家庭が大半を占めていました。住宅用火災警報器の寿命は概ね10年です。古くなったものは速やかに機器本体を交換してください。なお、住宅用火災警報器は寝室(2階に寝室がある場合は階段と寝室)に設置が義務付けられています。未設置のご家庭は速やかに設置してください。

住宅用火災警報器は、お近くの電気店やホームセンターなどでお買い求めいただけます。

◆悪質な訪問販売にご注意を!

不適正な価格・無理強い販売などを行う業者が全国で発生しています。悪質な訪問販売の被害にあわないために、以下のことを覚えておきましょう。

- ①消防署や役場などの公的機関が、訪問販売で住宅用火災警報器などを売り歩くことはありません。
- ②消防署や役場が業者に委託をし、住宅用火災警報器の設置または点検について調査することはありません。
- ③相手が脅迫的な言動に出たときは警察に通報しましょう。

毎月1日と15日!



消防サイレンの試験吹鳴について

令和3年4月より、消防サイレンの試験吹鳴は毎月1日と15日の2回実施しています。なお、災害時の消防団招集は従来どおりサイレンを吹鳴します。そのほか、消防団行事や訓練等でサイレンを吹鳴する場合がございますが、その際は広報誌等で事前に周知させていただきます。



火の用心

【令和4年出動状況】 3月31日現在の出動件数
◆火災出動 5件(うち3月0件)
◆救急出動 330件(うち3月24件)
※お問い合わせは、上士幌消防署予防係(☎2-2519)まで

たくさん仲間と一緒に「ひと月に一度の楽しみ」始めてみませんか? シルバー学級生 大募集!

- ◆対象 町内に居住する60歳以上の方
- ◆開設期間 5月～翌年3月(月1回例会開催)
- ◆開催場所 生涯学習センターわかなど
- ◆内容 レクリエーション・軽スポーツ・健康運動など

※お申し込みやお問い合わせは、教育委員会生涯学習課生涯学習・社会教育担当(☎2-3024)まで



令和3年度は、久しぶりに学校給食を試食しました!